

八潮市住宅改修資金補助金制度

やさお元気UP! リフォーム応援事業!

のご案内

この制度は、市内に本店等※がある施工業者を利用し、お住まいの住宅改修工事を行う市内在住の方に対して、その費用の一部を補助する制度です。

【※本店等：法人における本社、又は個人事業主の場合は市内に住所があること。
※法人の場合は、営業所や支店が市内にあるだけでは対象となりません。】

★10万円（税別）以上の住宅リフォーム工事に対し
⇒工事費の30%を補助します！

補助金の上限は10万円です（千円未満切捨て）

★外構工事も対象となります！

★一定の条件を満たせば、店舗・工場・事務所等のリフォームも対象となります！

※補助の対象となる住宅改修工事の範囲は限られています。詳しくは4頁の対象工事をご覧ください。

【申込資格】（次のすべてに該当すること）

- ① 申込日現在、八潮市に1年以上住民登録をされている方
- ② 申込日現在において市税の滞納がない方（※住宅が共有名義の場合、代表者のみ申請可能です）
- ③ 申請予定の対象工事が、市で実施している別の補助制度を利用しない方
- ④ 過去に同じ住宅で、この補助金を受けていない方

【対象住宅】

申込資格を満たしている方が所有し居住している個人住宅で、市内にある住宅。
なお、集合住宅は、個人の専有部分とします。

【対象工事】

- ① 市内に本店等※がある住宅改修施工業者が行う、10万円（税別）以上のリフォーム工事
【※本店等：法人における本社、又は個人事業主の場合は市内に住所があること。
※法人の場合は、営業所や支店が市内にあるだけでは対象となりません。】
- ② 令和7年3月14日（金）までに工事が完了し、領収書等を添えて完了報告書を提出できること。
（2025年） *対象工事の詳細は4頁をご覧ください

【補助金の額】

10万円（税別）以上の工事の場合⇒工事費の30%（千円未満切捨て：補助金の上限は10万円）
※原則見積額が補助の対象となりますが、実際の工事額が見積額より下がった場合は、その額を対象とします。

※すでに改修工事に着工している方や改修工事が完了している方に対しては補助できません。

※補助は予算枠に達ししだい締め切りとなります。

申請期間

令和6年6月25日（火）～令和6年12月20日（金） ※土日・祝日は除く
（2024年）（2024年） *予算枠に達した時点で

【受付時間は、午前8時30分から午後5時15分まで】 締め切りとさせていただきます。

お申込・問い合わせ先

八潮市役所商工観光課（市役所2階）電話048-996-2111（内線479・384）